

通告7番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により通告に基づき一般質問を行います。

今議会では、投票率向上施策について、職員体制について、県道泉佐野岩出線の環境整備についての3点を一般質問行います。当局の誠意ある答弁を求めるものがあります。

まず、投票率向上施策について、6点質問を行います。

1点目として、岩出市における直近の投票率は、令和3年10月31日の衆議院議員選挙で、有権者数4万4,631人で、投票者数2万2,760人、投票率は51%でした。令和4年7月10日の参議院議員選挙では、有権者数4万4,790人で、投票者数2万789人、投票率は46.41%となっています。岩出市では投票率が下がってきていますが、まず、このような岩出市における投票率についての市の見解と投票率向上に向けた市の取ってきた施策、これをどのように取ってきたのか、お聞きをします。

2点目として、改善策を進める上でも、投票者における年代別投票率の状況の把握が必要となると考えますが、年代別投票状況はどうなっているのか、お聞きをします。

3点目として、投票率向上へ各自治体が研究や調査を行って、独自対策を行ってきていますが、岩出市としてはどのような調査研究を行っているのかをお聞きをします。

4点目として、昨年の衆議院選挙では全国的に投票率が下がり、50%というような状況の中で、全国平均よりも18歳の投票率においては、15%以上も高い65.53%の投票率を示した山形県遊佐町の少年議会における若い世代への取組がNHKで紹介されていました。今回、皆さんに資料として、この遊佐町の令和3年度の少年議会における活動報告書、抜粋したものをお配りしていますが、若い有権者に対して、選挙の大切さと政治参加の必要性、投票率向上に、この遊佐町の経験、これは非常に参考になるものだと考えます。岩出市としても学ぶべき点が多いと考えますが、市の見解をお聞きをしたいと思います。

5点目として、岩出市の特性としては、人口の流動が激しく、1年間で約1,800人前後が転出、ほぼ同数の約1,800人前後が転入しているというのが岩出市です。

4年間で7,000人もが入れ替わるような自治体となっています。このような状況の下、投票所の場所すら知らない、こういう市民も増えてきています。投票所の場所をどう市民に知ってもらうのか、啓発活動強化策をどう進めるのか、市の対策を

お聞きをします。

6点目として、若い世代の投票率を上げていく上では、高校生や大学生の投票率を上げる施策の一環として、那賀高校や近畿大学と協力して、電子投票というのは今後の課題というものだと考えるわけですが、こういう若い世代が投票できる環境や、若い世代が投票に参加してもらえる、こういう研究もすべきではないかと考えますが、市の見解、これについてお聞きをします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 増田議員、1番目のご質問、投票率の向上施策についての1点目、投票率について、市の見解と投票率向上への市の取ってきた施策は、についてお答えいたします。

選挙管理委員会では、選挙の適正な執行と管理はもちろんのこと、投票率の向上は大きな責務の1つであると認識しております。直近に執行されました選挙において、本市の投票率は、県下の市町村と比較しますと、最下位が続いております。

投票率の低下については、その時々、社会の情勢や政治的課題、有権者の意識等、様々な要因が考えられますが、特に若い年齢層において投票率が低い状況となっております。

このことは、本市だけでなく、全国的にも同様の傾向にありますが、若い年齢層の投票率の向上は重要な課題であり、民主主義の根幹である選挙の投票率が低下傾向にあるということは、誠に憂慮すべき問題と考えております。

次に、投票率の向上について、過去の選挙における取組ですが、新聞折り込みによる啓発チラシや選挙公報の配布、公共施設への懸垂幕や横断幕、のぼり旗の掲出、市内スーパーでの街頭啓発、市内放送やメールによる配信サービス、市広報紙やウェブサイトの活用による啓発活動を行ってきたところです。

2点目の投票者における年代別投票率の状況は、について、先ほど大上議員のご答弁でも申し上げましたが、直近の選挙で7月10日に執行された参議院議員通常選挙和歌山県選挙区における本市の投票率は46.41%で、市内に18ある投票区の中で、この投票率に一番近い投票区は第5投票区、上岩出地区公民館であります。これらの投票区の年代別の状況を申し上げますと、10代で37.19%、20代で28.45%、30代で34.28%、40代で44.08%、50代で49.52%、60代で60.29%、70代で61.56%、80代以上では41.59%となっております。

次に、3点目の投票率向上に向けて、岩出市はどのような調査研究を行っている

のか、でございますが、本市では、全国市区選挙管理委員会連合会、近畿都市選挙管理委員会連合会、和歌山県都市選挙管理委員会連絡協議会に加盟し、それぞれの会議において事務研究会が行われ、それらの事例報告については、各市町村へ情報共有が図られております。

また、県内の各市の選管事務局長が参加する事務局長会議では、選挙事務や広報啓発活動、各市が抱える問題や問題点などについて意見交換を行っており、選挙事務に関する調査研究の場ともなっております。

また、「選挙時報」という冊子を定期購読しており、本冊子からは、公職選挙法改正の説明など、最新の選挙情報を入手することができます。

次に、4点目の山形県遊佐町の少年議会の取組について、岩出市としても学ぶ点が多いと考えますが、市の見解はということではありますが、選挙管理委員会では、主権者教育への取組として、県立那賀高校において、模擬投票などを行う出前講座を県の選挙管理委員会が実施する「出張！県政おはなし講座」を活用して実施しております。講座の実施に当たっては、実際の選挙で使用する投票箱や記載台、投票用紙を数える枚数計算機などを使用し、実物の選挙備品に触れていただくことで、選挙を身近なものとして感じていただけるよう工夫を凝らした講座内容となっております。

山形県遊佐町での取組は、将来、選挙権を有することになる中学生や高校生を対象に少年議会が開催され、この活動に刺激を受けて、ふだんから政治に関心を持つ裾野が広がり、結果、若い年齢層の投票率の向上につながったという点で、大変意義のある事業であると考えております。

若者に対して、いかに政治に関心を持ってもらうかが重要な課題であり、今後も県の選挙管理委員会や市の教育委員会などとも連携し、主権者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の投票所の場所をどう市民に知ってもらうか、啓発活動強化策をどう進めるかについてであります。選挙管理委員会では、選挙ごとに選挙人に入場券を発送し、選挙の期日や市内18か所の投票所の地図を掲載したチラシを作成して、新聞折り込みにより配布、その他公共施設への配置を行っております。また、市ウェブサイトにおいては、投票所、投票区域一覧の記事を掲載し、投票所の住所や施設名、施設の写真をご案内しております。

選挙管理委員会といたしましては、こうした啓発活動を引き続き行っていくとともに、他市町村での事例などを参考にしながら取り組んでまいります。

最後に、6点目の那賀高校や近畿大学と協力し、電子投票ができる研究もすべきではないか、ということではありますが、近畿大学との協力関係については、特にございません。また、那賀高校との協力関係につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

なお、議員ご提案の電子投票については、現在のところ導入する予定はございません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 投票率の向上という点では、選挙で投票することによって、自分たちの暮らしや生活が変わるんだと、変えていくことができる、こういうことや政治に関心を持ってもらうことが大切です。特に若い世代への対応策が求められると考えます。この点では、先ほど紹介した遊佐町における少年議会、本当に参考になります。

先ほど、この問題についても意義がある、そういう認識だということをおっしゃいました。参考資料にあるように、遊佐町としての事業の狙いとしては、1、若者たちが自らの代表を直接選び、政策を実現していくことで、学校外で民主主義を実際に体験、学習することにより社会の構成システムを学ぶ。2点目、中高生等の未来を担う若者の視点から、町政への提言や意見を町が積極的に取り上げることを通じて、若者の町政参加を促す。3点目として、この事業に関わる全ての関係者が、若者の町政に対する意見に学び、併せて若者たちが社会システムや民主主義を学ぶ相互教育の場とする。

そして、この事業をサポートするプロジェクトチームを立ち上げ、議会事務局1名、総務課選管1名、観光や定住促進の担当課2名、教育課においては、学校指導、社会教育担当など、課長を含めて11名の総勢15名が、この事業支援に関わってきています。

この間、町のキャラクター、特産品の開発、ミュージックフェスティバルを開催、東日本への陳情書提出、被災地支援やボランティア、少年議会ガイドブック作成、コロナ禍における町を盛り上げる「ゆざっこかるた」の作成など、これ以外の多種多様の取組が行われ、遊佐町として、事業の効果として、子供たちにおいては、遊佐町に関心を持つようになった、自信と責任を持つようになった、地域におけるリーダーが育ち始めている、地域住民においては、挨拶の仕方、人前での発言が頼もしくなった、上手になったとの声子供たちから出てきた。

各種団体からも、この少年議会、アイデアや意見を求めるケースまで生まれてき

た。行政においては、若者の提言を議会と同等の重みを持って受け止め、行政に反映できるなど、事業の効果面として、この活動報告書の事業報告の取りまとめに書かれてきています。この報告書自身、全部合わせると、45ページ以上もの報告書というようなものになってきています。

そして、この遊佐町では、議員を選ぶだけではなく、町長、副町長、監査委員なども選出をして、少年議会で子供たちの願いを予算化して、遊佐町の本予算で45万円分を提言をして、事業の予算化も行われてきています。

私は、この遊佐町の少年議会の状況について、先ほど、3課のほうからのお話ありましたがけれども、当局、選管だけではなく、教育委員会、こちらのほうでも、私は当然調べられたと思うんですね。その点においては、先ほど教育委員会のほうから答弁がなかった。私、これ本当に非常に残念です。

この点においては、改めて先ほど選挙管理委員会からは「意義がある。こういうことをやることは意義があるんだ。」、こういう認識は持っている。これ改めて、岩出市として、こういうふうな先進的な、こういうところに学んで、それを実施していく。教育委員会なんかともタイアップして、これをやっぱり進めていく。そういうことが、私、本当に必要だと思うんです。

教育委員会としては、こんないい先進地の事例があるんだと、この点について、教育委員会としての認識、こういうことをやっぱりすべきだなと、そういうようなことを感じないのかと。教育委員会としての見解、認識、この点を教育委員会と、そして選管、こちらのほうに再度見解をお聞きをしたいと思います。

そして、那賀高校なんかにおいては、先ほども出前講座、こういうことなんかもやっているんだと。そして、そういう経験も実際にやっている、そういうことを言われました。さらに、こういう経験だけではなく、実際の選挙に参加してもらう、こういうことはやりませんか。実際に、かつらぎ町なんかでは、高校に投票所も設置をして、実際に高校生に投票してもらっているんですよ。岩出市として、それを実施していく、そういうような現実選挙に携わっていく、経験だけやなしに、実際に選挙に携わっていく、そういうような取組、那賀高校や、またできるのであれば近畿大学、こういうふうなところでそういう場所を提供していく、そういうことを考えませんか。改めて、この2点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、ご質問の趣旨が、投票率の向上施策についてのご質問でございます。この質問に対して、教育委員会が答弁すること自体がおかしいんだと。したがって、選挙管理委員会事務局が答弁したということでございます。

それから、少年議会に対する考え方、ご質問がございました。いわゆる模擬議会、模擬選挙を行い、行政や選挙に興味を持っていただくことで、投票率のアップにつながっているということでございます。これは素晴らしいことであると思いますが、純粹にまちづくりに特化した活動であれば、私理解できますけども、政策等を検討する上で、少しちょっと心配なところがあります。それは教育基本法第14条の規定、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他の政治活動はしてはならない、このようになっておりますので、教育委員会ということでは、選挙につながる活動は難しいなと思います。

現状、岩出市では、小学校6年生では、我が国の政治の働きという単元で、憲法が国民生活に果たす役割、国民生活における政治の働きを調べ、自分の考えをまとめる学習をしております。

中学校では、3年生、公民の授業で、現在の民主政治と社会という単元で、政治と民主主義、選挙の意義と仕組み、選挙の課題と私たちの政治参加、こういったことについて課題探求を行っております。

以上でございます。

○福山議長 行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁とも重なるともありますが、遊佐町では、中高生を対象に、説明された少年議会が開催され、この活動に刺激を受けた中高生が、地域や政治に関心を持って、結果、地域の若年層の投票率向上につながったという点では、大変意義ある評価ができるというふうに考えております。

しかし、この事業で大事なポイントとなるのは、投票率向上を目標に、少年議会を各市町が事業化していくことではなくて、学ぶべきところは、中高生の時代に自分の住んでいる地域や政治に関心を持つきっかけづくり、まさに主権者教育に触れるということが大事であるというふうに考えております。

遊佐町の若年層の投票率の向上につながったというところには注目すべきであると私は考えておりますが、特に一番重要であるのは主権者教育ということにございますので、選管としては、今後もその点に力を入れていきたいというふうに考えております。

また、先ほどの質問の中で、那賀高校などでの事業が出ましたが、那賀高校の生徒さんの中でも、実際に期日前投票の立会人として、本番の選挙に立ち会ってくださっている方もいらっしゃいます。そういった意味で、主権者教育の場にもなっているというふうにも捉えております。

また、近畿大学との協力関係につきましても、もちろん岩出市内には近畿大学に通っている学生さんもいらっしゃいますし、紀の川市の学生さんもいらっしゃいます。近畿大学との協力関係については、できることとなれば、選挙への啓発活動という形になってきますけども、そこら辺も近畿大学と協力関係を持たせていただいて、啓発面について、ご協力いただけるところは依頼したいなというふうに考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど遊佐町の話させていただきました。私、岩出市の考え方、非常に残念だなというふうに思います。なぜNHKが特集まで組んで、この町の実態を放送したのかと。そういう視点、岩出市、何も分かっていないのかなと。なぜ投票率が高いのかと。それは、やっぱりこういうような議会を通じて、政治に関心を持ってもらう、政治に参加する、そういう意識を年々年々積み上げてやってきた。それが若い世代の人が投票していってもらう、そういうことにつながっているんだと。私、何で教育委員会がそういうところに、そんな視点を持っていただけないのかなというのが、本当に残念です。

じゃあ反対に聞きますけどね、これまで岩出町、岩出市、この後、私、議員にさせていただいてから、中村町長の時代に1回、中芝市長で1回と、子ども議会というの、これまで岩出市として2回やってきています。岩出市で子ども議会、こういうものを作ってはどうなのかということなんかは、これまでも何回かさせていただいて、そして教育委員会としても、そういうことがやっぱり大事だということで開催もされてきたと思うんですよ。

そういう点でいうと、岩出市が子ども議会を開いてきたその意義、なぜ岩出で子ども議会を開いたのか。それを改めて、なぜそれが重要だったのかと、この点改めてお聞きをしたいというふうに思います。

そして、選挙管理委員会においては、先ほど、意義があるんだという認識がある、そういう視点を持っておられました。本当にありがたいし、ぜひ、そういうこう、というような意義、これ学んでいただきたい。選挙管理委員会として、こういった少

年議会、先ほど言いましたけれども、遊佐町では15名のプロジェクトチーム、こういうものをつくってまで、やっぱりこれは大事なんだと。この成果報告書の中でも、本当にすごいこと書いているでしょう。私、ここを学んでほしいんですよ。

そういう点においては、選挙管理委員会として、こういうことをやる、それは承認取って、選挙率向上につながる、そういうものなのかどうか。今後こういうような対応、市として取り組んでいくつもりはないのか。教育委員会もしっかりと、その重要性も含めて、説得する、そういうようなことを私はやってほしいと思う。

選挙管理委員会に対して、今後の対応面、再度お聞きをしたいと思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

子ども議会の質問が出ました。平成30年6月議会におきまして、増田議員から子ども議会についてご質問をいただいております。このときのことをお話させていただきたいと思うんですが、このときに児童の権利に関する条約を批准したことで、意見を表明する権利ということで子ども議会が開催されるようになったということで、私が答弁させていただきました。

そのときに、私、答弁しましたのは、考え方として、子ども議会の開催が、本条約を実現するための必要条件とは考えにくいと、子供たちの意見や声を聞く手段、ほかにもいろんな方法があるということでお答えさせていただきました。

それから、文部科学省から本条約に関する事務次官通知が来ております。この権利を守っていくために、学校教育の場において、子供の権利を守っていくことが最も大事なことであるということで、子ども議会の開催によって、子供の権利を保障することにはならないということから、その必要性は認めない旨の答弁をさせていただきます。

それから、増田議員、遊佐町のことを言われてましたけども、ちょっと調べましたら、遊佐町の投票率高いということについて、少年議会、効果が出ているということについては、私、否定するものではありませんが、そもそも論から言いますと、山形県そのもの、これ過去から投票率が高い県であるということがうかがえます。

その要因としまして、山形県の選挙管理委員会が調査をしております、山形県の県民性として、勤勉で実直であると推測されております。そして、その特徴として、3世代同居率が大変高い。これが高い一因と分析されています。



2020年の国勢調査では、約14%の世帯が3世代同居率となっているということで、過去7回の国勢調査で全国1位になっているということでございます。

それから、アンケート調査を実施しておりますけれども、投票した生徒の約9割が家族と一緒に投票したと、こう答えてます。小さい頃に親と一緒に投票についていきましたと、こういうことがあるということで、そのうちの生徒8割が投票したと、このようになっております。

それから、家族ぐるみで選挙に行くものという風習が根づいているのではないかと、いうふうに、県の選管では分析されているということでございます。

結論としまして、おじいちゃん、おばあちゃん、また親と同居している中で、家庭的で結びつきが強い町民性、これが高い投票率を保っている要因であると、このように山形県の選挙管理委員会では分析をしているということでございます。

○福山議長 行政委員会事務局長。

○高井行政委員会事務局長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、この子ども議会を事業化するという考えはございません。ただ、先ほどの答弁ともつながりますが、あくまでも若い世代、中高生の時代に主権者教育に触れることが、若年層の投票率につながったというところは注目すべきであるというふうに考えております。

先ほど教育長からも、山形県の投票率の話、家族ぐるみで行くというふうな話出ましたけれども、実際、本市においてでも、期日前投票を見る限り、家族連れで選挙に来られて、子供さんがお父さんやお母さん、投票するところ見てくれている、投票所でもこういった風景あります。そういった子供がそういう親の状況を見るということ自体が大切なんだというふうに思いますし、家族そろって選挙に出かけようとする行動、そういった雰囲気づくり、これは難しい問題ではありますけれども、今後の選挙活動の中で啓発していきたいというふうに考えてございます。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、職員体制について質問を行います。

岩出市は、昭和31年の昭和の大合併、ここで岩出町が誕生し、昭和40年代後半から人口が急増してきた町です。平成18年に単独市制へと移行もしてきました。

1点目に、人口3万人時代と、人口5万人を超えている時代に、職員体制においては、職員数の点でほぼ職員数が同様の、そういうような体制と考えますが、現在

の職員体制をどう捉えているのかと、この点をまずお聞きをします。

2点目として、職員の仕事量においては、人口増における仕事量の増加があると考えますが、職員の仕事量における見解をお聞きをしたいと思います。

3点目として、令和2年度決算でも、職員が年休消化ができていないという実態がありましたけれども、令和3年度決算において、職員の年休取得状況はどのような実態だったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目として、今年度の職員配置体制、これについては民俗資料館2名となっています。管理人はおられません。1人勤務をせざるを得ない、こういうふうな状況も生まれていますが、1人勤務体制について市の考え方、この点についてお聞きをしたいと思います。

5点目として、広報の7月号で、民俗資料館においてボランティアを募集しますということで、ボランティア募集もされていましたが、企画展をはじめとして、年間の取組行事、この対応面において、そもそもこのような2名で対応できる人員体制なのかと感じる点があります。この点における市の見解をお聞きをしたいと思います。

6点目では、超勤面では、まさに日常的な超過勤務実態もあるのではないかと。

この間、私、午後8時を回って市役所に来させていただきました。事業部、教育委員会、生活福祉部、ここを見回った後、総合保健福祉センター（あいあいセンター）までも行かせていただいた。そこも赤々電気がついておられました。総勢で、少なくとも20名以上、こっちの本庁だけでも20名ほどが残業されていましたが、こういう超勤面において、この間の状況、こういう点についてどうなっているのかという点、お聞きをしたいと思います。

7点目として、この間、職員において、職員の病気休暇や、また心身や精神的疲労、こういう部分で退職する、そういう職員もあると聞くわけなんです、岩出市職員における職員に対する心のケア体制、この点についてはどう取り組んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

最後に、市長の行政報告でも報告されたんですが、来年度の職員募集いうものが報告されました。今の岩出市の実態を見てみて、募集人員、これを増やして、職員の負担軽減を図っていく、そういう上においても積極的に追加募集というものを行ってはどうかという点、この点について質問をしたいと思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の職員体制についての1点目にお答えいたします。

職員体制につきましては、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、住んでよかったとだけ思っただけの行政サービスを行える体制が重要であると考えます。職員の数だけでなく、いかに効率的かつ効果的に、個々の能力を向上し、発揮させるかが大事であると考えます。また、ボーダレス・オーバークロスの方針で、組織全体の相互協力を進めてまいります。

なお、人口3万人時代である平成6年の職員数は286人でありましたが、令和4年職員数は314人であることに加え、再任用短時間職員8名、会計年度任用職員210名の体制であり、同様の体制とは考えておりません。

2点目、人口増における仕事量についてです。

岩出市の人口は増加の一途であったものが、平成30年に減少し、現在に至るまでは微増の状況となっており、今後は人口減を見据えた対応をしていく必要があると考えます。

3点目、職員の年休取得状況についてですが、令和3年1月から12月で、平均取得日数8.5日、消化率21.9%となっております。

4点目、5点目、民俗資料館の職員体制について、一括してお答えいたします。

現在、民俗資料館につきましては、職員2名の体制となっており、通常業務において問題なく運営できていると考えています。増員が必要なときは、ボーダレス・オーバークロスにより、教育部で対応しており、効率的な運用を進めております。

なお、ボランティア募集については、イベント等でお手伝いいただける方の募集を昨年度も行っており、今年度の職員配置体制を理由に、募集しているものではないかと伺います。

6点目、超過勤務についてですが、所属長の勤務命令に基づき実施しているもので、繁忙期等、増加することはありますが、所属長が管理を行い、職員の健康面からも削減に努めています。また、勤務時間が増加している職員については、総務課から所属長に通知して、要因の分析を行っております。

7点目、職員の心のケア体制について、健康診断時にストレスチェックを行い、高ストレス者には産業医の面談勧奨を行っております。また、毎月、衛生管理者による「にこにこ相談」を開き、ストレスをため込まないよう仕事だけでなく、私生活における悩みも含め、対応しているところであります。

8点目、職員採用の追加募集については、引き続き、定員適正化計画に基づき採

用計画を立て、募集を行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 民俗資料館の1人勤務体制、問題がないというお答えでした。今、本庁において、土曜・日曜日の勤務において、2名の土・日の勤務、この体制を組んでおられます。本庁において、この2名の土・日の勤務、なぜ2名を配置をしているのか。2名配置の理由、これをお聞きしたいと思います。

そして、1人勤務体制で問題はないというお答えでしたけれども、どういう理由で問題がないのか。1人勤務体制において、過労また体調、そういうものが悪くなって、そして職場で亡くなったと、痛ましいそういうことなんかも言われて、そして、これ1人体制では駄目なんだというような弊害、そういうものが報道されていますけれども、1人体制で問題がない、なぜなのか。問題がない理由、お聞きをしたいと思います。

それと、本庁の土・日勤務、これについては、課長を含む日直体制、手当金額、幾らかお聞きしました。1日6,000円、こうお聞きしました。和歌山県の最低賃金、これ2021年の10月で1時間859円いうふうになっています。日直手当6,000円では、859円掛ける8時間、6,872円の計算になるんですね。岩出市の日直、これよりも低いんです。これ8時間で割ったら1時間750円。日直手当の6,000円という根拠はどこにあるのか、お聞きをしたいと思います。

そして、先ほどとちょっとかぶるのか分かんけども、民俗資料館の2人体制というのは、私は少なくとも改善すべき点があるのではないかと、複数のやっぱり配置体制というのが要ると思うんです。

臨時職員も含めて、職員の健康面を考えていく上でも、追加配置という考えはないのかと、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、超勤の在り方においても、私は見直すべきところがあるのではないかなと思うんです。今、超勤においては、本人の自己申告制というふうになっているんだと聞いています。本来、こういうような点においては、職場としての仕事量ですね、これをしっかりと、本来この業務量というものがどれくらいあるのかと。職場全体を見渡して、課長がしっかりとそれを取りまとめて、そして部長が超勤が必要かどうかということも含めて判断を行って、そして上司から残業命令、こういうものをやはりすべきではないのかなというふうに思うんですが、しっかりと、やっぱり上司が部下に対して目配せをできる、そういう体制、これはやっぱりつくってい

くべきじゃないのかなと思うんです。

そして、各職員が、「あれ、この子、今週えらい残業多いけども、こんなんやったら体悪なるんちゃうか。」と、そういうことも含めて、しっかりと、特に若い職員の健康面をしっかりと考えていく。部長がしっかりと部下の健康を考えていく。そういう目配せができる、そういうことなんかもしっかりと、やっぱり私はしていく必要なんかが本当にあると思うんです。そういうことをやってこそ下から慕われる、そういう上司になるんじゃないでしょうか。

そういう点においても、超勤に対しての考え方、この点についても再度お聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 民族資料館の職員体制についてご質問でございます。

職員体制の考え方としましては、基本的に、ポータレス・オーバークロス、基本方針としております。教育委員会各課間、増減はございますが、全て教育長である私が管轄しておりますので、教育委員会全体で効率的な運営をしてございますので、心配は結構でございます。

○福山議長 総務部長。

○木村総務部長 増田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、土・日の日直体制、これなぜ2人なのかということでございます。これにつきましては、本来の業務とは別に、文書・電話の収受等、非常事態発生に備えての待機などを行う勤務のことで、係長以上の職員1名、主事級の職員1名の2名で行っているということでございます。

原則、閉庁であることを市民の方には伝えておりますが、休日予約の住民票交付や死亡届における火葬許可書の発行、また水道の漏水等、緊急業務に対応する必要があるため、2名の職員となっております。

それと、あと最低賃金、これに抵触をするのではないかとということですが、増田議員もおっしゃったように、日直手当ということで、これはあくまでも手当でございます。賃金ではございませんので、抵触することはございません。

あとですけれども超勤です。これにつきましては、まず本人は、今日は残業するということで上司に報告します。そこで課長と所属長がその残業、どのような内容であるのか、時間はそれで適当であるのか、また先ほど申しましたように、長い間の

超過勤務が続いていないか等々、十分見定めます。しかし、その中には業務によっては集中することもございますけども、上司がきっちり、ここは管理はしてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 お答えいただけなかった点があるので、改めてお聞きもしたいと思うんです。1人体制の問題です。問題がないと言われた。なぜどういう点で、岩出市において1人勤務体制において問題がないのか。その理由、お聞きをしたいと思いません。

そして、なぜ民俗資料館が2人なのか。あそこ、昔、一番多いときで4名おられたんじゃないですか。それにプラス管理人さんもおられた。私、民俗資料館の意義、造られた意義も含めて、職員さんが果たしている役割に大きなものがあると思えますよ。いろんな、春もそうだし、秋もそうだし、企画展なんかもやっておられるんですよね。それに根来塗をはじめとしたいろんな事業なんかが展開されています。

だからこそ必要なそういう体制、置かれていたんじゃないですか。そういう点においては、少なくとも民俗資料館の今の体制、私は問題があると思えます。

仕事していく上で、実際に、先ほどの年休の話もしたけども、こんな状況で年休取れるかどうかと考えたら、取れるもんじゃないですよ。これは岩出市の職員体制の中においては、そこだけじゃなしに、他の部署なんかでも、そんな状況じゃないのかなというふうに思います。

時期時期によってはね、早く帰れるときもあるかも分からへんと、だからこそ、この間、私見に行ったときに、住民課も総務も電気消えておられました。残っていたのが、さっきも言ったように、事業部や生活福祉部や、あいあいセンターなんかを含めて、下水道もおられた。どう考えても、この問題、いつも言ったら少数精鋭だと。以前はずっと少数精鋭で、市として対応ができるんだということを言われる。

今も実際には、3万人のときで280人で、今、314人おるやないか。210人、市の正職じゃない人おられるというふうに、でもね、聞いたら、残業というのは、正職の方しかやっぱりされていないんじゃないですか。誰とは言えへんけど、私、本当に心配した職員もおるんですよ、昔。連日11時、12時まで仕事しててね、そんな2週間も3週間も続いていた。

あそこの町民プールの時代になるのかな、市民プールの時代かな。「僕40日間休んでないんです。」、こんな職員もおられた、こんな話も聞いたことあるんですよ。

多分、夏のプールの監視員の関係もあったのかなとは思うんですけどね。いずれにしても、今のこの体制でこういう超勤業務、こんな実態がやっぱり生まれている。変える必要、皆さん、あるんじゃないですか。なぜこんな状況で職員の健康と命が守れるのか。少なくとも、やっぱり職員を増やしていく、そういうことが必要だと本当に思うんです。

この間、私、長いこと議員させてもらっているけども、平成元年からさせてもらって、そして助役さんや副市長、何人もの方変わられて、いろんなところで話もさせてもらって、中には副市長さんの中で、「わしの目から見て40人少ない。そういうふうにする。」、そういう方もおられました。これ以外にも、職員はやっぱり少ないんですよと、そういうふうになっている。そんな方、何人もおられたんです。

今の副市長とそんな腹の割った職員体制の問題で話、なかなか私、最近ようやくないけども、実際、今の副市長が、今のこの職員体制どう思っているのか分かりませんが、そういう何人の方が、やっぱり今の岩出市の職員体制というのは、どうもおかしいかと違うのか、そういうことを考えておられるというふうには思いたい。

市長、こんな今の職員体制、市長として職員の健康を考えていく上でも、職員増やしていく、そういう考えないですか。

私は、最後に、この岩出市の職員体制の問題、こんなこと続けてたら幹部すら育ちませんよ。定年前にどんどんどんどん職員辞めていく。だから、この間、何人の方が幹部になる職員、育てなかったんじゃないですか。県から呼んでくる、そういうふうな状況、なんぼでも続いてきたんじゃないですか。職員を育てていく、そういう上においても、やっぱりこういうのは健康面を考えていく上でも変えていく、そういうことが必要だと思います。

そういう点においては、最後に、市長に職員体制の問題、見解を伺いたい、そういうふうには思います。

それと、これホームページで見たんですが、類似団体別職員数の状況、この活用の手引、こういうものがインターネットで載っていました。そして、その中では、定員の状況の分析と公表について、こここのところでは、情報の開示、提供に対しては、地方公共団体給与情報等公表システムによるほか、独自に公表を行う場合であっても、類似団体別職員数の状況や定員回帰指数等を適切に活用することが期待される場所です。そして、その前段に、定数管理の推進に当たっては、情報を開示、提供することにより、人事行政の透明性を高めて、一層住民の理解と納得を得るこ

とが求められていると。こういう公表、これが求められている。

こういう点においては、岩出市として、職員の公表、定員の状況の分析と公表、こういう点について、今後どのようにされていくのかという点、これを最後にお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の職員体制について、いわゆる定員管理のご質問かと思えます。

最初に、地方自治体の職員の定数の考え方について、いろいろ様々な考え方がございますが、地方自治法第2条では、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、こういうふうにされております。

そのため、組織及び運営の合理化に努め、適切に対応、現在しているというところでございますけれども、職員の定員については、令和2年度において、標準とされる職員数を検討、さらに各所属における業務の実態を把握しながら、令和3年度から7年度までの、いわゆる5年間、定員適正化計画を作成したところであります。

業務量、それから人員配置については、毎年、所属長からヒアリングを実施しておりまして、適切な人員配置に努めているところでございます。したがって、現在の条例定数を維持することとなります。

なお、平成6年と令和4年の職員を比較しますと、当初のご質問の内容ですけれども、28人増加しております。市民サービスの向上に努めているというところが見受けられるように私は感じております。

また、令和5年度から、いわゆる定年延長、この件で段階的に導入されると、こういう方針が出ておりますので、定年延長で残る職員の方々との全体的なバランスを見ていかなければ今後ならないと、このように考えております。

今のところ、今後も条例定数の範囲内で適切な職員数の配置に努めてまいりたいと考えております。

類団等のお話の中で、市の定数の公表にというところですが、これは毎年、市の広報紙に定員の公表しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。



○増田議員 次に、県道泉佐野岩出線の環境整備について質問を行います。

1点目に、県道泉佐野岩出線において、総合体育館から広域農道、この交差部間に街灯設置の働きかけをしてほしいのです。当局は、夜の総合体育館から広域農道の間、暗さ、これをどのようになっている状況だと考えていますか。川尻付近の店舗などがあるところは明かりもありますけれども、それ以外は泉佐野岩出線に街灯などはなく、通勤や通学、この通行については、車が通ればまだしも、足元などが非常に暗い状況となっています。県に街灯設置の働きかけをしていただきたい。

2点目として、泉佐野岩出線において、堀口地点の交差部から広域農道までの間、雑草が茂っている。そういうふうなところが激しいところもあって、歩道の上のそういうところにまで草が生えてきている。そういう場所すらあります。歩道全体を整備してほしいという声もありますし、県に雑草の整備をはじめとして、歩道の凸凹地点の改修、環境整備の働きかけをぜひ要請していただきたいと思います。

3点目に、堀口の交差部、北側地点ですね。道路が少し陥没というところまではいかないんですが、少し下がっているようなところがあって、雨天のときには水たまりというものが生じているという場所もあります。排水がなかなかできるというわけではないんですね。だから、どんどんどんどんたまっているという状況がありますので、この点についても改善をぜひ求めていただきたいと思います。

4点目として、以前、泉佐野岩出線の東側ですね、総合体育館の東側ぐらいのところなんですが、大谷眼科さんの付近です。自転車通学するのに当たって、道路の起伏が激しいので改善、かばんなんか跳ねて落ちたりとか、通行するのに非常に不便なんだという形で改善を求めたんですが、県として、何か改善される方向という部分なんかは打ち出されたんでしょうか。県において、改めて現状の把握も含めて、今の状況についてどうなのかという点、お聞きをしたいと思うんです。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の3番目、県道泉佐野岩出線の環境整備についてにお答えいたします。

ご質問の件につきましては、道路管理者である県とともに現地を確認した上で回答をいただいております。

まず1点目、市民総合体育館から広域農道交差部間に街灯設置の働きかけをについてですが、県道泉佐野岩出線の市民総合体育館から広域農道交差点の間は、過去より要望しているところではありますが、県道への道路照明の設置につきましては、

交差点など歩行者の識別が必要な箇所や道路線形が急変する場所など、運転上危険な箇所について、夜間の交通量や事故の状況を考慮し、また付近の土地所有者との調整を行った上、道路照明施設設置基準に基づき、道路照明を検討するとのことです。

なお、この間の市道との各交差点照明は、既に設置されてございます。

次に2点目、「堀口交差部から広域農道までの間が雑草の繁茂が激しく、歩道上まで生い茂っている場所があります。県に環境整備の働きかけを。」についてですが、県道泉佐野岩出線の植栽管理及び除草につきましては、毎年おおむね6月及び9月の年2回を基本に実施していただいております。その上で、特に通行の安全性が確保できないなど、通行の支障の程度を考慮し、対応していただきます。また、歩道部分の整備につきましては、直ちに危険を伴う箇所が見受けられないため、今後、状況を注視していただきます。

次に3点目、堀口交差点交差部北側地点において、道路に水たまりが生じている場所の改善についてですが、現地の状況を把握し、適切に排水できるよう改善策を検討すると聞いてございます。

次に4点目、以前、泉佐野岩出線東側歩道について起伏状況の改善を求めたが、県における現時点の状況について、ですが、ご質問の箇所につきましては、現在、現地の通行状況や事故の状況など注視しているところですが、再度現地の状況を確認の上、周辺の利用状況を考慮し、隣接地権者などと協議の上、道路構造基準に基づき、改善策を検討すると回答ございました。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 道路の環境整備という点においては、道路そのもの自身は市道もあるや県道もある、国道もあるというような感じだと思うんですね。そういう点において、例えば、国道面なんかにおいては、県を通じて依頼をするのか、市が直接県にお願いするのかという点、それをちょっと確認したいのと、市に、那賀消防から出て左側の南側の中央分離帯というんですか、あそこなんかも草ようさん茂っているでということでお話もさせてもらったときもあるんやけども、朝はまだ茂ってたのに、昼、ちょうど僕、お昼食へに行くときに通ったら、刈っていただいていたんです。

ありがたいなと思うんやけども、今のあの状況やったら、また草が生えてくるという形になるのかなというふうにも思うので、そういう点なんかも国に対して改めて改善求めていってほしいなというところもあるし、那賀高校の北側のところなんか

も、やっぱり今もまだ草も大分伸びてきているというようなところもあるし、そういう点なんかも含めて、改めて市全体で調査なんかも、国道部分なんかも含めてしていただいて、改めて県なり国なりに要請していただければなというふうにも思うところがあるので、たまたま6月、9月というそういう部分があったんで刈っていただいたのかどうか、ちょっと分からへんねんけども、少なくとも那賀消防から出たところについては刈っていただいたという点では、市の対応面というのは非常にありがたいなというふうに思いますし、今後もぜひとも、さらに市全体見渡した対応、これをお願いできたらなというふうに思っています。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

国道24号の植樹帯の除草につきましては、年1回を基本に実施されていますが、通行の安全性や視認性が確保できないなど、道路管理上、問題がある場合に対応していただいておりますので、国土交通省に対して要望してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。